

【宗像市】

① 市町村概要（平成20年4月1日現在）

人口 95,349人
小学校数 15校区（校区当たり平均 6,300人）
自治会等名称 自治区
自治会等数 141（単位当たり平均 670人）

校区コミュニティの組織の概要

名称 コミュニティ運営協議会 ※概ね小学校区単位で設置
設置数 13（単位当たり平均 7,300人）

② 校区コミュニティの取組内容等

- 平成9年の市コミュニティ基本構想により、「地域住民組織が結集した推進組織をつくることで、まちづくりを進めていく」ことが示され、小学校を中心とした地域のまちづくりへの具体的な活動が始まった。
- 地域の諸課題に主体的に取り組むため、概ね小学校区を単位として自治会など各種団体が参加した地域住民の自主的な組織であるコミュニティ運営協議会が平成12年から徐々に設置され、現在、13地区に設置されている。
同協議会の組織は、代議制議決機関である総会や執行機関である役員会のほか公民館活動部会、青少年育成部会、健康福祉部会、環境整備部会等の各専門部会がある。
- コミュニティ組織をつくる以前の地域と行政との関係は、住民の要望を自治会長が市の各担当課と調整するというものであったが、担当課が分からぬという意見や、担当課が分かれているため、コミュニケーションが図りづらいという意見があった。

このため、行政の窓口をコミュニティ課に一本化して、地域住民の要望や提案はコミュニティ運営協議会がとりまとめてコミュニティ課と協議し、コミュニティ課が担当課と連携してまちづくりに繋げていくという仕組に変えた。

- ・ 地域住民の主体的な取組や市のコミュニティ施策の推進のため、平成16年度をもって行政区長委嘱制度を廃止し、行政区長が担っていた業務の一部をコミュニティ運営協議会に移行した。これに伴い、行政区長報酬も廃止し、その財源をコミュニティ運営協議会に交付するというまちづくり交付金制度を平成17年度に創設した。

また、平成18年度には、各担当課がそれぞれ取り扱っていた各種団体等補助金を整理・統合して交付金の財源に充て、本格的にまちづくり交付金制度を確立した。

- ・ 宗像市では、コミュニティを「地域住民が共同体意識を持って、主体的に形成された地域社会」と定義づけ、各コミュニティは、それぞれの地域の特性を生かしながら、様々な地域社会の課題の解決に取り組み、行政やNPOと対等なパートナーシップを持ち、自分たちの手によるまちづくりを目指している。
- ・ 市民と市が協力し、それぞれの特徴などを生かした協働のまちづくりを行っていくため、平成19年度から、これまで市が実施していた事業をNPO、ボランティア団体やコミュニティ運営協議会、民間事業者が自ら企画して実施する市民サービス協働化提案制度を導入した。これにより、平成20年度は、定住促進をPRする情報誌制作事業（NPOが提案）など5つの事業が市民によって実施されている。

③ 人材育成等

いわゆる団塊世代を含めた人材発掘のための事業展開と環境づくりを検討している。